

第 225 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 6 年 3 月 1 2 日

南 部 町 農 業 委 員 会

225 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 6 年 3 月 12 日（火） 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 6 年 3 月 12 日（火） 午後 2 時 30 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員（14 人）

会長	4 番	中 村 文 男			
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一			
委員	1 番	佐々木 正 義	2 番	石 橋 薫	
	3 番	夏 坂 元一朗	5 番	夏 堀 健 一	
	6 番	梅 内 道 子	7 番	山 田 憲 幸	
	8 番	堀 内 重 男	11 番	佐々木 徳 志	
	12 番	三 浦 恵美子	13 番	赤 石 敏 文	
	14 番	高 橋 勝 敏	15 番	河守田 雄 一	

5. 欠席委員（2 人） 10 番 佐々木 一 雄 16 番 工 藤 信 仁

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
総括主査	佐 藤 弓 孔
主査	宮 野 健 人

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 1 6 号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 1 7 号 賃貸借合意解約書の受理について
日程第 6	議案第 3 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 3 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第 8	議案第 3 6 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 11 番 佐々木 徳志 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 225 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、10 番 佐々木 一雄 委員・16 番 工藤 信仁 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 14 名で、委員定数に達しておりますので、第 225 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 4 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 2 番 石橋 薫 委員 3 番 夏坂 元一朗 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 16 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	報告第 16 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合

議 長	意による解約書を受理したので報告するもので、2件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号1番と番号2番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日、及び土地の引渡しの時期は令和6年2月21日、合意解約の条件は「なし」であります。 次に、日程第5 報告第17号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告します。報告の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	報告第17号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、2件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名、農地中間管理機構及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和4年11月10日から令和7年11月9日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和6年1月31日、土地の引き渡しの時期は令和6年2月1日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号2番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和2年5月13日から令和12年5月12日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和6年2月9日、土地の引き渡しの時期は令和6年2月10日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第6 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここでは、農業委員2番 石橋 薫 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 － 石橋委員退席 － (午後2時8分退席) 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	議案第34号について、説明いたします。 農地法第3条の規定による許可申請は6件で、所有権の移転に関するものです。調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長 川村	農地調査の結果について、説明を求めます。 川村 秀稔 調査員 8番 川村から説明いたします。

調査員	去る３月１日、佐々木 一雄委員と南部町役場２階相談室において、議案第３４号について、調査を行いましたので説明します。 議案第３４号について、農地法第３条第２項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号１番から番号４番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 番号５番の申請理由は、贈与を受けて新規で営農するため申請地を取得するものです。 番号６番の申請理由は、贈与を受けて営農するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第３４号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第３４号「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、石橋 薫委員の入室を求めます。 － 石橋委員 入室 － (午後２時１１分着席)
議 長	次に、日程第７ 議案第３５号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 ここでは、農業委員３番 夏坂 元一朗 委員 と５番 夏堀 健一 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第２４条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 － 夏坂委員、夏堀委員 退席 － (午後２時１４分退席) 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	議案第３５号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による案件は、８４件です。 農業経営基盤強化促進法第１８条第３項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住

議 長 議 長	所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。 番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年 9 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 4 番の利用目的は樹園地、期間は 5 年 1 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 5 番の利用目的は畑、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 7 番の利用目的は畑、期間は 20 年、使用貸借による権利設定です。 番号 8 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,992 円です。 番号 9 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,302 円です。 番号 10 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,604 円です。 番号 11 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 12 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,000 円です。 番号 13 番の利用目的は樹園地、期間は 5 年 9 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,566 円です。 番号 14 番から番号 76 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 77 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,431 円です。 番号 78 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 11,484 円です。 番号 79 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 12,000 円です。 番号 80 番の利用目的は畑、期間は 10 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 12,000 円です。 番号 81 番の利用目的は畑、期間は 15 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 12,000 円です。 番号 82 番の利用目的は樹園地、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 83 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 84 番の利用目的は畑と樹園地、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 議案第 35 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ここで、夏坂 元一朗 委員と 夏堀 健一 委員の入室を求めます。 － 夏坂委員、夏堀委員 入室 － (午後 2 時 20 分着席) 次に、日程第 8 議案第 36 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」を
---	--

佐藤 総括主査	議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査 議案第 36 号について、説明いたします。 農業委員会による最適化活動の推進等について、令和 4 年 2 月 25 日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、来年度の最適化活動の目標等について決定を求めるものです。 令和 5 年度から変更した部分をご説明いたします。 2 ページをご覧ください。 (1) 農地の集積②目標部分ですが、右側の今年度末の集積率を 40.9%の目標から 47.9%に引き上げております。 青森県の目標が令和 12 年度までに集積率 90%となっており、そこに向けて南部町の集積率も徐々に上げていく目標となっております。 次に(2) 遊休農地の解消①現状及び課題の面積につきましては、令和 5 年度の農地パトロールの実績に変更しております。 1 号遊休農地面積は 25ha から 32ha へ増加しております。 うち緑区分は 22ha から 32ha へ増加し、黄区分は 3ha から 0ha へ減少しております。 一番下のイ、新規発生遊休農地の解消ですが、令和 5 年度に新規発生した緑区分の遊休農地 20ha を解消目標面積としております。 次のページをご覧ください。 (3) 新規参入の促進②目標についてですが、農林水産省ガイドラインで令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年間で権利移転と設定の行われた平均農地面積の 1 割以上を目標にするよう求められており、9.6ha を設定しております。 説明は以上となります。
議 長	議案第 36 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 36 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 225 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 30 分) 終礼を行います。 ・ 起立 ・ 礼 ・ 直れ ・ 着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月12日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....